

18世紀プロイセンの中隊経営

—— 利殖手段としての軍隊経営 ——

南 正也

はじめに

1. 中隊経営とその背景

中隊経営とは／中隊長の経済的状況／賜暇制度

2. 経営の実際

正規収入／七年戦争後の変化／逸脱行為と不正収入

おわりに

はじめに

18世紀において、それまではドイツの平凡な一領邦に過ぎなかったプロイセンが、急速な発展を成し遂げ、ヨーロッパの強国の地位を得るまでに至ったことはよく知られている。それはひとえに、国王によって精力的に進められた軍事力の増強と、それを支える行財政体制の整備によるものであった¹。「軍事・官僚国家 Militär- und Beamtenstaat」といわれるゆえんである²。

この急激な軍事力の増強を支えたのは、プロイセンに特有の軍事制度である徴兵区制度 Kantonverfassung であった³。軍隊の基本単位である連隊 Regiment に徴兵区 Kanton を割り当て(徴兵区割当制度)、連隊はそこであらかじめ未成年者を名簿に登録し(Enrollierung)、部隊の欠員をその中から補う(登録制度)。兵士として徴用された農民は、数ヶ月の教練期間以外は軍隊を離れて帰郷し、農作業に従事する(賜暇制度)。プロイセンはこのカントン制度により、国力に不相応ともいえる強大な軍事力を、短期間のうちに築き上げることに成功したのである⁴。

さて、カントン制度において、賜暇制度はその重要な柱の一つとなったが、その意義は通常、軍事力増強と農業労働力確保の両立を実現させたことにあるとされている。しかし、実は他にも、賜暇制度はプロイセン軍隊にとって大きな意味を有していた。帰郷中の兵士の俸給を節約できるようにすることで、いわゆる中隊経営 Kompaniewirtschaft に有利な条件を提供したのである⁵。

中隊経営は、この時代のプロイセン軍隊がなお私企業的性格を残していたことの表れとして言及されるが⁶、その実態についてはあまり詳しく議論されていない。そこで本稿では、中隊経営がもたらした利潤の具体的算出を軸に、その実像の把握を試みたい。

1. 中隊経営とその背景

次節での分析の前提として、本節ではまず、中隊経営そのものとそれをめぐる諸状況について整理しておきたい。

中隊経営とは

17世紀前半、すなわち三十年戦争期のドイツにおける軍隊は、戦争のたびに編成され、戦いが終結すると即座に解散する傭兵軍 Söldnerheer であった⁷。戦争が勃発すると、諸侯は在野の傭兵隊長と期限勤務契約 Kapitulation を取り交わした⁸。諸侯はこの契約により、傭兵隊長に対して報酬の支払いと国内外での自由な募兵権を保証する代わりに、自分たちの命ずる軍事活動に彼らを従事させたのである。一方、傭兵隊長は諸侯と契約を結ぶと、その契約自体を担保として借りた金もしくは自己資金によって、募兵費用や兵士の俸給などを賄った。そして独自に下士官を任命し、必要な募兵をすませたのち、部隊を率いて戦闘に参加する。やがて契約期間が終了すれば、傭兵隊長は軍団を解散させ、契約で定められた報酬を受け取るのであった。つまり、傭兵軍はいわば隊長の私的企業であり、その経営は彼個人の手腕に委ねられていた。傭兵隊長は、部隊の軍事指揮者である以前に、自らの持つ資本と能力と経験を最大限に利用することで、軍隊からより多くの富を獲得しようともくろむ私的企業家だったのである⁹。

18世紀プロイセンの中隊経営は、こうした傭兵軍の私企業的経営を受け継いだものである。ただし、全く同一のものというわけではない。確かに活動内容は、兵員と軍需物資の調達・補充や俸給の支払いなどで、両者ともほぼ同様であった。しかし、傭兵軍の経営においては、契約によって一時的に諸侯と結びついた傭兵隊長が、自己資金もしくは借金によってこれを執り行うのに対して、中隊経営においては、国家勤務に就く将校 Offizier が、国庫金をそれに充てるのである。

中隊経営の経費は、その各々の費目——募兵費、武具費、俸給など——ごとに詳細に定められており、中隊の人数や兵科に応じて厳密に見積もられた。中隊長 Hauptmann は、その経費の総額を軍事金庫 Kriegskasse から受け取る。彼はそれを用いて、全軍あるいは連隊単位で調達される大型武器や軍馬、軍服 (große Montur) などを除いた、必要な人員、装備、軍服 (kleine Montur)¹⁰、兵士の俸給その他を全て賄わねばならなかった。ただ、一括して支給された金の詳しい使い途について報告する必要はなく、規程で定められた兵員数や装備が維持されているかどうかは、年に一度の閲兵式の際にのみ監査されたのである¹¹。

このように、中隊の実際の管理は、中隊長にほぼ全面的に委ねられていた。君主や官庁は、国庫から中隊長に金を支給し、その経営状態を監査はするものの、中隊レヴェルでの軍隊の維持・管理に直接関わることはほとんどなかったのである¹²。

中隊長の経済的状況

さて、かくのごとく中隊の管理を任されていた中隊長であったが、18世紀初頭においては、彼らの経済的状況は、その地位¹³に比べてかなり厳しいものといえた。

まず、彼ら——より正確には彼らの親や親類——は、中隊長職に就くまでに大変な金銭上の負担を強いられていた。相応の俸給を受け取ることのできる中隊長に昇進するまでの約20年間¹⁴、下級将校の彼らには、親や親戚からの十分な金銭的援助なしに、名誉ある将校にふさわしい生活を維持することは無理だったのである。おそらく、実家その他に対して抱えた負債の償却が、多くの中隊長にとって第一の課題となったであろう¹⁵。

また、中隊を引き継ぐ際にも多額の金銭が必要とされた。新たに中隊長に任命された者は、前任者から中隊及びその所有物(武器、軍服など)を買い取るようになっていたの

だが、その相場は2000ターラー Taler (以下、Tl.と略す)にものぼった¹⁶。しかも、前任者にはしばしば負債があり、それもあわせて引き受けねばならなかったのである¹⁷。

以上のような状況において、中隊長が中隊経営を通じて、17世紀の傭兵隊長よろしく、利殖を果たそうと考えるのは不思議ではなかった。しかし、18世紀初頭の中隊経営には、そこから利潤を得るにあたって大きな問題があった。軍隊経営を通じた利殖においては、募兵費の節約が大きな鍵を握る。ところが、17世紀後半から18世紀初頭にかけて相次いだ国際戦争により¹⁸、兵士相場は著しく高騰していたのである¹⁹。しかも、当時の国王フリードリヒ=ヴィルヘルム一世(軍人王、在位1713年～1740年)は、労働力不足が国家財政に及ぼす悪影響への懸念から²⁰、国内での募兵活動を事実上禁止し、費用のより必要となる国外での募兵を強いた。そのうえ、規程で定められた兵士数を満たすことのできなかった将校は、彼によって容赦なく罷免されたのである²¹。このような状況下では、中隊経営を通じた蓄財など望むべくもなかった。それどころか、不運にも兵士の脱走などの災難が降りかかろうものならば²²、中隊経営は中隊長に財産どころかむしろ破産をもたらす恐れすらあったのである²³。

つまり、中隊経営による利殖をもくろむ中隊長にとってなにより忌むべきは、あまりにかさむ募兵費であった。この問題さえ解決できれば、半ば慢性的な困窮状態から抜け出せるだけでなく、蓄財活動を行う余地すら生まれるかも知れなかった。そこで、窮余の一策としてとられたのが、賜暇方式 *Beurlaubung* といわれるものである。

賜暇制度

中隊長たちは募兵費の工面に際し、自分が農村領主あるいはその親戚であるという事実を利用することにした。つまり、彼らは自分の支配下にある農民たちを新兵として中隊に取り込んだのである。もとより、あまり長い間農村から労働力を奪い続けるわけにはいかないので、軍隊での訓練が終わると、一年の大半は休暇を与えて農作業に従事させた。この方式は帰休中の兵士の俸給を節約でき、その分の金を募兵費に回せるうえ、必要な農業労働力も一応確保できたため、対象はやがて自らの隷属農民以外にも拡大していった²⁴。

こうした賜暇方式は、慣習としては18世紀初頭から広まり始めていたが、公の制度として確立したのは、1714年2月28日の歩兵規程 *Infanteriereglement* においてであった。それによると、4月、5月、6月の教練期間以外の9ヶ月間には、兵士への賜暇が認められた。ただし、2ヶ月以上の帰休は禁止され、7月、8月、9月の収穫期以外は、一度に30人以上の兵士に休暇を与えてはならないなどの制限が設けられていた。しかし、この制約も徐々に緩和され、帰休期間も帰休兵 *Beurlaubte* の数も次第に増加していった。そして結局、兵士は2年間の軍事訓練を受けたあとは、一年のうち3ヶ月間(1743年以降、2ヶ月間に短縮)の教練期間以外は全て休暇を与えられることになったのである²⁵。この賜暇制度が、登録制度、徴兵区割当制度と並んで、18世紀プロイセンに特有の軍事制度であるカントン制度の柱であったことは前述の通りである。

賜暇制度の意義については様々なものがあげられるが²⁶、本稿での議論において重要なのは、この制度によって中隊長が、比較的容易に国外での募兵費用を工面できるようになったのみならず、その剰余分を懐に入れることで、自らの経済状態を大幅に改善させる可能性を得たということである。賜暇制度が中隊経営に与えた財政的影響について

は、次節で明らかにされよう。

2. 経営の実際

本節では、中隊経営の実態について考察を進めたい。まず、正規の中隊経営がもたらした収入の具体額を検討する。ついで七年戦争後の状況変化とその中隊経営への影響について触れ、最後に逸脱行為に基づく不正収入にも目を向ける。

正規収入

中隊経営の要は何より兵員の調達・補充にあった。それを財政的に支えていたのが、賜暇制度である。帰休中の兵士には、俸給は一部しか、あるいは全く支払われず、国庫から支給されたその分の金は、中隊長の管理下におかれた²⁷。それは原則として外国人募兵のために使われることになっていたが、余った金はそのまま中隊長の収入となった。また、利にさとい中隊長は、長年彼に仕え、逃亡の危険の少なそうな外国人傭兵にも休暇を与えた。彼らは非番傭兵 *Freiwächter* と呼ばれ、休暇中は都市で手工業に従事した。中隊長は彼らの休暇中の俸給も手に入れたのである²⁸。

ここで考察対象とするのは、1730年代の歩兵中隊である。その理由としてはまず、このころまでには完全に近いかたちの賜暇制度が実施されていたと推測できることがある²⁹。また、その数値的確定が非常に難しい外国人募兵費について、貴重な判断材料があること、さらに中隊の兵員構成が明確に分かることも重要な理由に挙げられる。

では、この時代の歩兵中隊の兵員構成からみていこう。1726年の歩兵規程によると、一歩兵中隊は140名の兵士と11名の下士官、4名の将校の、計155名からなっていた³⁰。当時、全軍において外国人の占める割合は34.2%だったから³¹、一歩兵中隊内の自国民と外国人の数は、それぞれ102人、53人と推定できる。将校4名は、前者に属するとみて構わないだろう³²。残りの98人を下士官と兵士の人数比に従って分けると、それぞれ7名、91名となる。また、53人の外国人も同様に区分すると、下士官が4名、兵士が49名となる。さて、ここで非番傭兵の数が問題となる。非番傭兵は1732年9月18日の回状令で国王によって正式に認められたが³³、その数は一中隊につき12人から24人とされていた³⁴。ただし、中隊長はしばしば許可された数以上の非番傭兵を抱えていたようであ

表1
兵員構成

| | 自国民 | 外国人・ | | 計 |
|-----|-----|------|------|-----|
| | | 非番傭兵 | 常勤傭兵 | |
| 将校 | 4 | — | | 4 |
| 下士官 | 7 | 2 | 2 | 11 |
| 兵士 | 91 | 22 | 27 | 140 |
| 計 | 102 | 24 | 29 | 155 |
| | | 53 | | |

(単位：人)

る³⁵。ここでは一応、許可範囲上限の24人をその数としたい。従って、非番傭兵が24人に対し、年間を通じて勤務する傭兵が29人ということになる。これもそれぞれ下士官と兵士の人数比——すなわち4対49——に従って分けると、下士官の非番傭兵、兵士の非番傭兵、下士官の常勤傭兵、兵士の常勤傭兵の順に、2名、22名、2名、27名となる。以上をまとめたものが表1である。

それではいよいよ、収入額の具体的な計算に入ることにする。

初めに、非番傭兵制を含む賜暇制度からもたらされる収入(以下、賜暇制度金と略す)の額を求めてみよう。表1で網掛けになっている部分が、対象となる下士官・兵士に該当する。それ以外の将校、下士官及び兵士は、年間を通じて勤務している——すなわち、一年中俸給を中隊長から支給されている——ため、彼らの俸給分として国庫から預かった金を、中隊長が自分のものにする余地はない。まず、下士官である。先ほど、中隊の構成員を自国民と外国人とに、また非番傭兵と常勤傭兵とに区分した際、下士官を兵士とまとめて処理したが、下士官の出自や賜暇制度における取り扱いは兵士とほとんど異なる。外国人も兵士におけると同様数多くおり、休暇も兵士と同じく与えられていた³⁶。兵士と異なるのはその俸給である。下士官にも複数の階級が設けられていたが、平均すると兵士と比較して約2倍の俸給を受けていた³⁷。歩兵の俸給は18世紀を通じて、一ヶ月当たり2Tl.だったから³⁸、下士官のそれは約4Tl.ということになる。俸給額のほかに賜暇制度金の計算に必要なのは、人数と休暇期間であるが、これらはすぐに分かる。人数は表1より、7名+2名の9名であり、休暇期間は教練期間の3ヶ月を除く9ヶ月間である。よって、下士官から中隊長にもたらされる年間の賜暇制度金は、4Tl.×9名×9ヶ月=324Tl.となる。同様にして、兵士からの年間賜暇制度金も容易に求められる。俸給は前述のように一ヶ月一人につき2Tl.、人数は表1より91名+22名=113名、休暇期間は下士官と同じく9ヶ月だから、2Tl.×113名×9ヶ月=2034Tl.がその額である。従って、両者の合計は2358Tl.となる。

| | | | | | | |
|-------|-----|-----------|-----------|--------|---|---------|
| 表2 | 下士官 | 4 (Tl.) × | 9 (名) × | 9 (ヶ月) | = | 324Tl. |
| 賜暇制度金 | 兵 士 | 2 (Tl.) × | 113 (名) × | 9 (ヶ月) | = | 2034Tl. |
| | 計 | | | | = | 2358Tl. |

次に、武具費の算出を試みる。これは軍服修繕代 Reparaturgeld と小銃代 Gewehrgeld とから構成される。残念ながら、これに関しては18世紀末時点での史料を使わざるを得ない³⁹。それを示したのが下表である(表中、Gr. はグロッシェン Groschen、Pf. はプフェニヒ Pfennig を表す⁴⁰)。

| | | |
|-----|-------|-----------------|
| 表3 | 軍服修繕代 | 22Tl. 3Gr. 7Pf |
| 武具費 | 小 銃 代 | 19Tl. 4Gr. 4Pf |
| | 計 | 41Tl. 7Gr. 11Pf |

中隊長はこの一ヶ月分の支給のうち、ほぼ半分にあたる20Tl.を手許に残したと考えられるから⁴¹、一年間ではその12倍の240Tl.を手に入れていたことになる。

最後に、kleine Montur (以下、Montur と略す)代を求めることにする⁴²。これは、将兵

のシャツや靴下などの調達費用として、国王が中隊長に支給したものである。18世紀末の騎兵中隊において、一人当たり一年間に与えられるMonturの内訳とその見積もり額は、以下の通りである。

| | | | |
|--------|--------|------------------|-----------------|
| 表4 | 靴下一足 | | 1Tl. |
| Montur | 靴底敷き一組 | | 5Gr. |
| | シャツ1枚 | | 7Gr. |
| | 下着2枚 | (12Gr.) ×2 = | 1Tl. |
| | つま先革一組 | | 4Gr. |
| | 髪どめ2つ | (2Gr.) ×2 = | 4Gr. |
| | ネクタイ2本 | (1Gr. 3Pf.) ×2 = | 2Gr. 6Pf. |
| | 計 | | 2Tl. 22Gr. 6Pf. |

ただ、これは常勤傭兵についてのものである。自国民の将兵に対しては、一人につき髪どめとネクタイがそれぞれ一つずつしか与えられず、従って3Gr. 3Pf.しか支給されなかった。また、非番傭兵は下着、髪どめ、ネクタイをそれぞれ一つずつしかもらえなかった。つまり、彼ら一人当たりにかかるのは2Tl. 7Gr. 3Pf.ということになる⁴³。以上を考慮に入れて、一年間に中隊が国庫から受け取るMontur代を計算すると、下表のようになる⁴⁴。

| | | | | | |
|----------|-------------|-------------------------|----------|-------|------|
| 表5 | 自国民将兵 (98名) | (3Gr. 3Pf.) ×98 = | 13Tl. | 6Gr. | 6Pf. |
| Montur 代 | 非番傭兵 (24名) | (2Tl. 7Gr. 3Pf.) ×24 = | 55Tl. | 6Gr. | |
| | 常勤傭兵 (29名) | (2Tl. 22Gr. 6Pf.) ×29 = | 85Tl. | 4Gr. | 6Pf. |
| | 計 | | = 153Tl. | 17Gr. | |

このうち、約半分の80Tl.が中隊長の懐に入ったと考えられる。なぜなら、靴下と靴底敷きはともに全く必要とされなかったし、下着については支給すべき枚数をごまかしたり、品質の悪いものを購入したりしていたからである⁴⁵。

以上で収入額についての計算は終わったので、今度は正規収入におけるマイナス分、すなわち、兵員の調達及び補充に伴う支出を求めることにする。

まず、一年間にかかる募兵費であるが、これを正確に算出するのは大変困難な仕事である。募兵費用は戦時か平時かによって激しく変動し⁴⁶、期限勤務契約——通常、4年か6年、あるいはそれ以上の期間にわたる——の更新の際には、しばしば改めて手付金Handgeldを支払う必要があった⁴⁷。つまり、ある中隊で一年間にかかった募兵費の額を正しく求めるには、その中隊に属する外国人傭兵一人ひとりの手付金の額と契約期間、及び募兵活動の経費を知らねばならないのである。これは不可能に近い。しかしここに一つ、貴重な手がかりがある。1732年の募兵規程の中に、「一つの中隊が一年間に要する募兵費の額は、少なくとも900Tl.に達した」との件があるのである⁴⁸。われわれはこれをそのまま用いることにする。ただし、募兵活動には、国家の軍事金庫から募兵金Werbegeldが支給されているので、その分を差し引く必要がある。またも18世紀末の史料となってしまうが、歩兵中隊に対して、募兵金は一ヶ月につき41Tl. 16Gr.、一年間ではちょうど500Tl.与えられていた⁴⁹。従って、中隊長には募兵に関して、一年につき最低で400Tl.

の出費があったわけである。

もう一つ、中隊長が自費で行わねばならなかったのが、予備兵の調達である。規程により、年に一度の教練期間中は、必ず中隊員全部が揃っていなければならないとされていたのだが、現実には病気や逃亡その他によって、部隊に欠員が生じる可能性は充分あり⁵⁰、そしてそうなったが最後、中隊長は即座に罷免される運命におかれていた。そこで中隊長たちは、あらかじめ予備兵を確保しておき、教練期間の最中だけ彼らを召集して、最悪の事態が起こるのを避けようとしたのである。これは登録制度の起源とも関係している。軍人王時代、予備兵の数は5名と定められていたが⁵¹、用心深い中隊長は、さらに多くの予備兵を抱えていたかも知れない。さしあたりここでは、予備兵の数は規程と同じ5名として召集費を計算する。兵士の月給は2Tl.、人数は5名で期間が3ヶ月であるから、 $2Tl. \times 5名 \times 3ヶ月 = 30Tl.$ がその額となる。

これで全ての計算が終了したので、結果をまとめてみよう。

| | | |
|--------|------------|---------|
| 表6 | 賜暇制度金 | 2358Tl. |
| 正規収入総額 | 武具費より | 240Tl. |
| | Montur 代より | 80Tl. |
| | 募兵費 | -400Tl. |
| | 予備兵召集費 | -30Tl. |
| | 計 | 2248Tl. |

なんと、中隊長は一年間に、中隊自体の金銭的価値⁵²に匹敵する、あるいはそれを超えるほどの金額を、中隊経営の正規収入として得ていたのである⁵³。中隊長は実はこのほかに、中隊長としての俸給を受けていた。その額は1730年代の歩兵中隊長で、月に46Tl. 23Gr. 8Pf.⁵⁴、年に563Tl. 20Gr.であったが、これと比較してみても、中隊長がいかにその収入の多くを中隊経営に依存していたかが分かる。

また、以上の結果により、賜暇制度が中隊経営に及ぼした影響の大きさが、目に見えるかたちで示された。もう一度表6をご覧ください。もし賜暇制度金の収入がなかったら、正規収入の総額は110Tl.の赤字である⁵⁵。中隊長の蓄財活動の可否は、ひとえに賜暇制度の存在にかかっていたといっても過言ではないのである。18世紀に入って利殖手段としての意義を失いつつあった17世紀的・私企業的経営は、賜暇制度によって息を吹き返したといえよう。

七年戦争後の変化

こうした中隊経営の利殖手段としての性格は、国王の代替わり後も引き続き維持された。むしろフリードリヒ二世(大王、在位1740年～1786年)治下では帰休期間が2ヶ月に短縮されたため⁵⁶、中隊長にとってはさらに条件がよくなったともいえる。しかしそれは、七年戦争(1756年～1763年)を機に変化することになる。利殖手段としての中隊経営に大きな影響を与えたのは、国王による自主募兵政策であった⁵⁷。

フリードリヒ大王は七年戦争中、それまでの中隊による募兵に代えていわゆる「大募兵」——国王自身の手による全軍のための一般募兵——を実施していた。これは戦争という状況に半ば強いられたものであったが、大王は戦争終結後も、財政緊縮の必要から

この方式を維持し続けたのである。七年戦争の前まで、中隊長は兵士の俸給を帰休中の分も国庫から支給されていた。この帰休兵金 *Beurlaubtengeld* は、外国人に対する募兵費用として使われることになっていたが、実際にはその多くの部分がそのまま中隊長の私財と化していたことは、前述した通りである。つまり国王は事実上、彼らに対して相当な額にのぼる余分な俸給を払わされていたのであり、このことは国家財政上小さくない負担となっていたのである。

七年戦争が終わった1763年以降、中隊長は帰休兵金を受け取れなくなった⁵⁸。そして外国人募兵は、国王が戦争においてめざましい活躍をしたと認めた数少ない連隊のみに任されることになったのである。大半のそれ以外の連隊に所属する中隊長は、少数の帰休兵の俸給に相当する分の金のみを受け取ることになった。それは30名分のことも20名分のことも、また部隊によってはわずか10名分だけのこともあった⁵⁹。しかもその金の多くは、教練期間中の予備兵確保のための費用として消えてしまったのである。いまや、中隊長が蓄財に供することのできる金は、非番傭兵制からの収入のみにほぼ限られることとなった。

この自主募兵政策が中隊長の蓄財活動に及ぼした影響は、確かに大きかった⁶⁰。外国人募兵を国王が担うことにより、中隊長がそこから損失を被る危険はなくなったものの、帰休兵金の支給を停止されることで、利潤を得る機会もまた同時に失ったのである。これは、賜暇制度導入以来ほぼ半世紀にわたって維持されてきた、有効な蓄財手段としての中隊経営の性格が、大きく変容することを意味した。18世紀初頭のように、とまではいわないにせよ、中隊経営は再び「儲からない事業」になったのである。しかしわれわれは、非番傭兵制が存続していたことを忘れてはならない。中隊長はなお、ある程度の利益を見込める蓄財活動を行う機会を保持していたのである⁶¹。この状況は、フリードリヒ大王が没する1786年まで、ほぼ四半世紀の間続くことになる⁶²。

逸脱行為と不正収入

ここまでに考察した中隊長の蓄財活動は、あくまでも正規の中隊経営を通じてのものであった。しかし、中隊経営は将校にとり、国家から課せられた義務・職務であると同時に権利・特権でもある。公法と私法、公権力と私権力が依然未分離の当時において⁶³、権利・特権は今日的意味におけるその濫用を本質的要素として常にはらんでおり、中隊経営もその例外ではあり得なかった。そこで最後に、中隊経営にまつわる将校の逸脱行為と、それによる不正収入について触れておきたい。

逸脱行為が最も頻繁に行われたのは、やはり兵士の調達・補充においてであった。先ほど中隊の兵員構成を論ずる際に触れた、非番傭兵の定数超過もその一つであり、明らかな法令違反として、国王による再三の厳しい警告の対象となっていた⁶⁴。また、カントン制度において軍役を免除されているはずの農家の跡取りが、軍事勤務を余儀なくされるのもしばしばであった⁶⁵。18世紀末には、徴兵区外で生まれた自国民を徴用し、外国人兵士として申告することが行われた。これは、外国人傭兵の募兵の際のみに国庫から支給される手当を手に入れるためのやり口であった。さらに悪質なものとしては、本来ならば除隊してしかるべき傷病兵を、おそらくは新規の募兵にかかる出費を避けるために、いつまでも除隊せずにおくという方法があった⁶⁶。

カントン制度成立後も、依然として国内でも募兵が行われていたようである。しかも

暴力的に、である。特に西部諸州は募兵対象地域となることが多く、1767年にクレーヴェ＝マルクの徴兵免除区で暴力的な募兵が行われた記録が残されている⁶⁷。暴力的募兵は、徴募兵への手付金を節約するための、唯一の手段とはいわないまでも、主要な方法として利用されたのである。また、メクレンブルクでは、軍隊は兵役につく能力のある者だけでなく、老人や病人、障害者といった兵役不適格者までも強引に連れていった。そして後者を解放するとき、多額の金銭を要求したのである⁶⁸。

中隊の所有者でありまた命令権者でもある中隊長は、ほとんど制約の課されない支配者であった。従って中隊内部においては、当然の帰結として、彼の恣意的な支配が行われた。例えば、中隊長は、徴用した兵士を中隊に入営させず、しばしば私的な用途に用いた。すなわち、自身の所領において、料理人や獵師、御者などとして奉仕させたのである。より直接的な蓄財行為としては、徴用兵を他の中隊長に売却することさえあったという⁶⁹。また、定住している農場主は連隊簿への登録が免除されることになっていた関係上、新たに農民として定住を希望する者は全て、中隊長の許可を得ねばならないとされていた。中隊長はこの制度も蓄財に利用した。農家の跡取り——連隊に登録されてはいるものの、年齢や身長ゆえに入営からは免れている者が多かった——に対し、定住許可証＝入隊免除証を売りつけたのである。定住許可証がなければ、家を継ぐことができないばかりか、強制的に入営させられる恐れもあったから、彼らは中隊長のいうがままに購入せざるを得なかった。しかしこの入隊免除証の効力も、彼が不幸にして立派な体躯を持つ若者に成長してしまった場合には、たちまち疑わしいものとなったのである⁷⁰。これと似たかたちで、中隊長は兵士の結婚にも介入した。中隊に属している兵士は結婚するとき、中隊長が発行する婚姻証明書を必要としたが、中隊長はその際、彼らに手数料を要求したのである。これは、婚姻証明書を必要としないことになっている、連隊簿に登録された予備兵に対してばかりか、兵役不適格者に対しても行われた。18世紀末において、その額は1Tl. 14Gr.であったという⁷¹。同様に、軍事義務免除や除隊に関する承認事務も、中隊長にとって格好の収入源となっていた⁷²。フリードリヒ＝ヴィルヘルム一世は、中隊長のこのような恣意的・利己的な中隊支配や、各種証明書発行に伴う手数料要求について、再三にわたって、指導を行ったり、禁令を発したりした⁷³。跡を継いだフリードリヒ二世も、恣意的支配を禁じる命令を出している⁷⁴。しかし、両王の施策にもかかわらず、以上のような状況は18世紀を通じて改まらなかったのである。

戦争は、将校の中隊経営に少なからぬ影響を及ぼした。戦争となれば、貴重な人員や物資の消耗が避けられないのはもちろんのこと、重要な収入源である賜暇制度金が得られなくなるからである。戦時には確かに、将校の収入を補うものとして、Winterdouceurgeldと呼ばれる戦時手当が国から支給され、その額は歩兵中隊長で1800Tl.にのぼった。しかし、中隊長たちはその戦時手当だけを頼りに、おそらく平時とは比べものにならないほどの様々な、そして多額の経費を賄い、さらに戦闘集団としての中隊を維持せねばならなかったのであり、彼らの経済状態が悪化するのは必至だった。そこで彼らは、様々な手段を用いてその埋め合わせを図ろうとした。例えば、宿営にかかる費用は戦時手当のなかに含まれているにもかかわらず、宿营地の市民に無償で薪や明かりを提供させた。また敵地においては、17世紀の傭兵軍のごとく、掠奪を収入源とした。特に、傭兵軍的性格を強く残した兵科である軽騎兵Husarの掠奪行為は悪名高いものだった⁷⁵。フリードリヒ大王は、将校によるこうした掠奪や搾取、市民への不当な要求の押しつけなどを、厳

しい警告をもって抑止せねばならなかったのである⁷⁶。

以上取り上げてきた、様々な逸脱行為による将校の蓄財については、同時代人からも非常に厳しい批判が寄せられていた⁷⁷。しかしそれはどちらかという、将校の職権濫用自体に対する糾弾というよりは、自分たち農場領主＝グーツヘルに認められた数々の特権を彼らに侵害されることへの不快感の表明に近いものだった。「中隊長の精神は墮落しきっていた。実際連中は、中隊と自らとの関係を、大農園とその所有者との関係になぞらえていた。彼らはいわゆる兵卒を、自分の奴隷と見なしていたのだ」との非難も、将校による中隊の私物化、つまり彼らの国家勤務者としての自覚・倫理観の欠如に向けられていたわけではなく、実際には彼らグーツヘルの特権——支配下の農民を管理・搾取する権利——を侵す中隊長の行為そのものに対してのものだった。両者は、同じパイをめぐる争っていたのである。

むしろここで注目すべきは、国王の姿勢であろう。将校と農場領主の争いに際し、国王は明らかに前者の味方についた⁷⁸。それは、中隊長の逸脱行為や不正収入に対する禁令——従ってグーツヘルの特権を擁護する命令——が、ほとんど空文化していたことでも分かる。これは決して、個々の将校に対して国王が十分な力を持っていなかったからではない。将校の任免権を握るのはいうまでもなく国王であり、その気になればいつでも、将校の資格とそれに付随する諸特権を取り上げることができた。しかし国王があえてそうせず、中隊長その他の法令違反を半ば黙認したのは、それが著しく国益を損なうものでない限り、国家勤務する貴族＝将校への優遇策として有効だと判断したからであろう⁷⁹。中隊経営によって将校の経済状態が改善され、それによって貴族の将校勤務希望者がさらに増えるのであれば、将校の多少の逸脱行為は、国王にとって看過しうるものだった⁸⁰。ここにおいて、「利殖手段としての将校＝貴族の軍事勤務」という、国王、将校の双方が了解する図式が生まれるのである。

おわりに

18世紀のプロイセン軍隊では、中隊経営が軍隊管理の基本単位になっていた。中隊長は、前世紀の傭兵隊長と同じように、兵員や軍需物資の調達や補充、俸給の支払いなど、中隊の維持に必要な実務のほぼ全てを担っていた。中隊経営に伴う金銭的な利益もしくは損失は、中隊長の責任のもとに処理されたが、18世紀初頭においては、かさむ募兵費のために、中隊経営から利潤を得ることは至難だった。軍事指揮者の利殖手段としての軍隊経営の意味合いは、経営者の手腕によっては巨万の富を築くことも可能だった17世紀に比べ、大きく薄れていたのである。

中隊長にとって好ましくないこの状況を変えたのが、農民＝兵士を教練期間以外には農村に帰休させるという賜暇方式であった。やがて公式の制度となるこの方式の利点は、節約した帰休中の兵士の俸給を募兵費として活用できるというところにあった。国王はさらなる兵力増強を目指して、賜暇制度に関する帰休期間その他の制限を徐々に緩和していったが⁸¹、これは中隊長にとっては、蓄財活動の余地の拡大という別の意味を持っていた。賜暇制度は、中隊長の私的な蓄財活動に際して大きな障害となっていた募兵費の工面の問題を解決することで、軍隊経営に利殖手段としての性格をいま一度復活させたのである。将校たちはいまや、中隊長として受け取る俸給の数倍にも及ぶ収入を、中

隊経営を通じて得ることができるようになった。七年戦争後に導入された、国王による自主募兵政策は、確かに中隊長の蓄財活動の余地を大きく狭め、「金のなる木」としての中隊長の価値は後退を余儀なくされた。しかし国王が、おそらくは国内産業育成という重商主義的な目的から非番傭兵制を存続させたこともあって、中隊長はなお、利殖手段としての性質を維持したのである。

またもう一点、中隊長経営に関して見逃せないのは、将校の逸脱行為とそれに基づく不正収入であった。当然これは大きな問題となったが、国王は貴族の将校勤務を推進する意図から事実上黙認した。あくまで中隊長経営に基づく利殖を希求する将校と、貴族の軍事勤務を望む国王との関係はやがて、「利殖手段としての将校＝貴族の中隊長経営＝軍事勤務」という図式を成立させるに至るのである。

もとより本稿では、カントン制度と並び、またそれと密接に結びつきながら、18世紀プロイセン軍隊を大きく規定した中隊長経営の実像の一片を切り取り得たに過ぎない。しかしこれが、中隊長経営の全体像の把握、さらには絶対王政期のプロイセン軍隊の研究にとって、わずかながらでも何らかの寄与をなし得るならば、筆者にとって望外である。

〈註 釈〉

- ¹ 邦語では以下の文献を参照。F. ハルトゥング著 成瀬治／坂井榮八郎訳『ドイツ国制史』（岩波書店、1980年）、阪口修平「プロイセン絶対王政の研究」（中央大学出版部、1988年）、同「プロイセン絶対主義」（成瀬治／山田欣吾／木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史2——1648年～1890年』（山川出版社、1996年）所収）、坂井榮八郎「十八世紀のドイツ」（『岩波講座世界歴史17 近代4』（岩波書店、1970年）所収）、上山安敏『ドイツ官僚制成立論』（有斐閣、1964年）。
- ² O. ヒンツェ著 石井紫郎訳「一八世紀におけるプロイセン軍事＝官僚国家」（F. ハルトゥング他著成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』（岩波書店、1982年）所収）。
- ³ カントン制度について詳しくは、vgl. O. Büsch, *Militärsystem und Sozialleben im alten Preußen 1713-1807. Die Anfänge der sozialen Militarisierung der preußisch-deutschen Gesellschaft*, Berlin 1962; C. Jany, *Die Kantonverfassung des altpreußischen Heeres*, in: O. Büsch/W. Neugebauer (Hrsg.), *Moderne Preußische Geschichte 1648-1947*, Bd. 2, Berlin; New York 1981 (Zuerst: *Die Kantonverfassung Friedrich Wilhelms I.*, in: *Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte* [以下、FBPGと略す] 38, 1926); M. Lehmann, *Werbung, Wehrpflicht und Beurlaubung im Heere Friedrich Wilhelm's I.*, in: *Historische Zeitschrift* 67, 1891. また、阪口前掲書 203-207 頁参照。
- ⁴ 1740年当時、プロイセンの軍事力はヨーロッパ第3位もしくは第4位であったが、これに対し、領土面積は10位、人口は13位であった。Vgl. G. Schmoller, *Die Entstehung des preußischen Heeres von 1640 bis 1740*, in: *Umriss und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte besonders des Preußischen Staates im 17. und 18. Jahrhundert*, Leipzig 1898, S. 285
- ⁵ 阪口前掲書 205 頁。
- ⁶ 同書 204 頁、阪口前掲論文 64 頁及び同「社会的規律化と軍隊」（『シリーズ世界史への問い5——規範と統合』（岩波書店、1990年）所収）237 頁。
- ⁷ 以下、G. Oestreich, *Zur Heeresverfassung der deutschen Territorien von 1500 bis 1800. Ein Versuch vergleichender Betrachtung*, in: ders., *Geist und Gestalt des frühmodernen Staates. Ausgewählte Aufsätze*, Berlin 1969, S. 303; Schmoller, *a. a. O.*, S. 258 による。
- ⁸ この期限勤務契約は、近代的な法概念に照らせば、あくまでも私的なものであった。Vgl. R.

Wohlfeil, Adel und Heerwesen, in: H. Rössler (Hrsg.), *Deutscher Adel 1555-1740*, Darmstadt 1965, S. 317f.

⁹ ドイツの軍事企業家については、cf. F. Redlich, *The German Military Enterpriser and His Work Force. A Study in European Economic and Social History*, 2 vols, Wiesbaden 1964-1965.

¹⁰ 軍服は二種類に区分される。große Monturは、上着やズボン、帽子や軍靴など、軍服の主要部分を占めるものである。それに対して kleine Monturは、シャツや下着、靴下や靴底敷きや軍靴のつま先革、髪どめやネクタイなど、小物類に当たるものであった。

¹¹ 以上、vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 114f.; G. Papke, Von der Miliz zum Stehenden Heer. Wehrwesen im Absolutismus, in: *Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939*, Bd. 1, München 1979, S. 274.

¹² G. シュモラーは、中隊長の仕事は人員の調達・補充のみに限定され、それ以外のほとんどの軍隊管理は君主の官庁の案件となったとしているが、これは後者に対する過大評価であろう。Vgl. Schmoller, *a. a. O.*, S. 268.

¹³ のちの理解の助けとするために、ここで将校団内部の地位の序列について整理してみたい。将校の階級区分は多少細かいうえ、兵科によって呼称に若干の違いがあるのだが、あえて簡略にまとめてみるならば、以下ようになる。なお、阪口「社会的規律化」236-237頁参照。

下士官 Unteroffizier のすぐ上、すなわち将校の最下位は旗手 Fähnrich / 騎兵旗手 Kornett である。貴族の子弟はここから本格的な軍隊生活に入る。その上は少尉 Leutnant であり、旗手 / 騎兵旗手とともに下級将校 Subalternoffizier とされている。さらにその上の大尉 Kapitän / 騎兵大尉 Rittmeister に昇進すると、中隊 Kompanie / 騎兵中隊 Schwadron の管理を任せられ、ようやく一人前の将校と認められる。大尉 / 騎兵大尉の上には、大隊長を務める少佐 Major と連隊を率いる大佐 Oberst があり、この二者は参謀将校 Stabsoffizier といわれる。その次には3階級に分けられた將軍 General 位が存在し、軍人の最高位はさらにその上の元帥 Feldmarschall であった。

¹⁴ Wohlfeil, *a. a. O.*, S. 329.

¹⁵ Büsch, *a. a. O.*, S. 86.

¹⁶ *Ebd.*, S. 117f. また、阪口「社会的規律化」236-237頁参照。

¹⁷ Büsch, *a. a. O.*, S. 86.

¹⁸ オランダ戦争(1672年～1678年)、プファルツ継承戦争(1688年～1697年)、北方戦争(1700年～1721年)、スペイン継承戦争(1701年～1713年)など。

¹⁹ たった一人の兵士を雇うのに、300TLもの金を要することさえあった。Vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 118.

²⁰ 主な募兵対象である農民は、国庫収入の大きな部分を占める地租 Kontribution の直接的な担い手であり、都市における消費税 Akzise 収入にも購買者として少なからず貢献していたのである。

²¹ Büsch, *a. a. O.*, S. 115.

²² この時期、兵士の脱走 Desertion は非常に多く、1714年には3471名の脱走者があった。Vgl. Jany, *a. a. O.*, S. 771.

²³ Büsch, *a. a. O.*, S. 113f.

²⁴ *Ebd.*, S. 18.

²⁵ Jany, *a. a. O.*, S. 773, 799-801; Lehmann, *a. a. O.*, S. 275f. また、阪口前掲書205頁及び坂井前掲論文338-339頁。

²⁶ 先に挙げた、軍事増強と農業労働力確保の両立以外には、例えば、農民がそれまで軍隊に対して抱いていた恐怖心の緩和など。詳しくは、vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 20; Jany, *a. a. O.*, S. 788.

²⁷ Jany, *a. a. O.*, S. 772, 799. 1730年代には間違いなく、兵士は帰休期間中の俸給を完全にもらえな

くなっていた。

²⁸ Büsch, *a. a. O.*, S. 115f.

²⁹ 実は、1730年代のうちに賜暇制度がその最終形態にまで到達したかについては、若干疑問がなくもない。筆者が調べた範囲の文献においては、賜暇制度は最終的には、帰休期間についても帰休兵の数についても制限が撤廃されたとしている。ただし、後者の制限がなくなった時期について明言してはおらず、1730年代においてそれが実現したかどうかは分からないのである。帰休期間の制限を廃したとされる1732年9月18日の回状令 *Zirkularordre* でも、その5日前に出された、歩哨勤務の縮小を定めた募兵規程 *Werbungsreglement* においても、帰休兵数に関する制限の完全な廃止については触れられていない(もっとも、後者によって、帰休兵数のある程度増やすことができたのは確かであろう)。さらに、C. ヤーニーの論文によれば、軍人王の晩年期のプロイセン軍隊は、自国民がその約3分の2を占めていたにもかかわらず、歩兵部隊における帰休兵士の数は全体の3分の1に過ぎなかった(Vgl. Jany, *a. a. O.*, S. 799 Anm. 74, S. 802.)。もし、自国民の兵士すなわちカントン兵 *Kantonist* が全て休暇を与えられたならば、原則として休暇のない、兵士に比べれば少数に過ぎない自国民の将校の数を差し引いても、当然帰休兵の数は全軍のほぼ3分の2に達するはずなのに、である。以上より、筆者はこの時期までに帰休兵数の制限が完全になくなっていたとすることに、いささか疑念を覚えるが、また逆に、「制限はなくなっていなかった」と完全に言い切れるだけの史料を現在持ち合わせていないことも、遺憾ながら事実である。そこで当面のところは、この時期においてもすでに、帰休兵数についての制限は撤廃されていたとの仮定のもとで考察を進めることにする。

³⁰ 10の中隊で一連隊となり、軍隊は通常連隊単位で編成されていた。阪口前掲書204頁参照。

³¹ 軍人王の没年(1740年)におけるプロイセンの兵力は76000人で、そのうち26000人が外国人傭兵であった。Vgl. Jany, *a. a. O.*, S. 802.

³² フリードリヒ=ヴィルヘルム(大選帝侯、在位1640年~1688年)以来の努力により、この時期には将校のほとんどは国内の貴族で占められるようになっていた。Vgl. K. Demeter, *Die Herkunft des preußischen Offizierkorps*, in: Büsch/Neugebauer, *a. a. O.*, S. 872f.; Wohlfeil, *a. a. O.*, S. 330-337. また、阪口「絶対主義」53-54頁、63-64頁及び坂井前掲論文362-363頁参照。

³³ Jany, *a. a. O.*, S. 801.

³⁴ O. Groehler, *Das Heerwesen. Das Heerwesen in Brandenburg und Preußen von 1640 bis 1806*, Berlin 1993, S. 42f.

³⁵ Büsch, *a. a. O.*, S. 119.

³⁶ Lehmann, *a. a. O.*, S. 275f.

³⁷ Groehler, *a. a. O.*, S. 59. ここで示されているのは1743年の規程による俸給額だが、両者の比率だけをみる分には問題ないと思われる。

³⁸ F. Meusel, *Die Besoldung der Armee im alten Preußen und ihre Reform 1808*, in: *FBPG* 21, 1908, S. 243.

³⁹ *Ebd.*, S. 245.

⁴⁰ 当時、1Tl. = 24Gr., 1Gr. = 12Pf.であった。

⁴¹ Meusel, *a. a. O.*, S. 245.

⁴² Monturについては、註10参照。

⁴³ Meusel, *a. a. O.*, S. 245. Lehmannは一年間に兵士一人当たり4Tl.が、F. von Ciriacyは5Tl.が与えられたと主張している。Vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 119 Anm. 211.

⁴⁴ 表5では、下士官も兵士に置き換えたうえでの計算を行っている。実際には、下士官の方が立派な、従って費用のかかる軍服を身に着けていた可能性が充分考えられるため、算出された金額に

は若干の誤差が生じている恐れがある。ただし、下士官は兵士に比べて数が少ないため、本文中で続けて行っている概算に大きな影響を与えるほどの違いは出ないだろう。

⁴⁵ Meusel, *a. a. O.*, S. 245f.

⁴⁶ Büsch, *a. a. O.*, S. 114.

⁴⁷ Jany, *a. a. O.*, S. 796; Lehmann, *a. a. O.*, S. 268. 1713年5月15日に出された、期限勤務契約の禁止令は、外国人に対しては徹底していなかった。

⁴⁸ Lehmann, *a. a. O.*, S. 268 Anm. 5.

⁴⁹ Meusel, *a. a. O.*, S. 245 Anm. 1.

⁵⁰ 軍人王期の平時における兵員数の減少については、cf. W. R. Fann, *Peacetime Attrition in the Army of Frederick William I, 1713-1740*, in: *Central European History* 11-4, 1978.

⁵¹ Jany, *a. a. O.*, S. 778, 780.

⁵² 前節「中隊長の経済的状況」の項を参照。

⁵³ 註29で触れたように、この時期にはまだ、帰休兵数の制限が解かれていなかった可能性がある。いま仮に、自国民将兵に対する帰休将兵の割合を50%として計算すると、賜暇制度金1440TL、武具費より240TL、Montur代より150TL、募兵費—400TL、予備兵召集費—30TLの、計1400TLが正規収入の総額となる。

⁵⁴ Lehmann, *a. a. O.*, S. 277 Anm. 1.

⁵⁵ 一見赤字額が少ないようだが、われわれの計算では外国人募兵費を最低に見積もっていることに注意。

⁵⁶ 前節「賜暇制度」の項を参照。

⁵⁷ 以下、vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 116-118; Groehler, *a. a. O.*, S. 43f.

⁵⁸ O. グレーラーは、Montur代も支給されなくなったとしている。Vgl. Groehler, *a. a. O.*, S. 43. なお、帰休兵金に非番傭兵制からの収入を加えると、前節で扱った賜暇制度金になる。

⁵⁹ グレーラーは、一律して10人分だったとしている。Vgl. *Ebd.*, S. 43.

⁶⁰ フリードリヒ大王の自主募兵政策は、軍事的にも少なからず影響——それも悪影響——を及ぼした。自主募兵政策とその他の儉約策により、大王は一年当たり800000TLの増収を実現したが、そのうち募兵費として使われたのは300000TLに過ぎなかった。王はこのように、できるだけ安く兵士を徴募することに執心したため、必然的に兵士の質は悪化することになった。また、帰休兵金という貴重な財源を奪われた中隊長たちは、その欠損を埋めるべく、なお彼らの手許に残されていた非番傭兵制という札を最大限に、しばしば許容範囲からの逸脱をも省みずに用いた。結果として、フリードリヒ二世の治世末期には、総兵力約200000のうち、せいぜいその4分の1程度しか常勤していないという事態になった。国王の自主募兵政策は、軍事力の空洞化をも招いたのである。Vgl. *Ebd.*, S. 43f.; Büsch, *a. a. O.*, S. 118.

⁶¹ 非番傭兵制が自主募兵政策の実施中もそれ以後も存続した理由を、筆者はこう推測する。休暇中、都市で手工業に従事する非番傭兵は、国内産業を支える貴重な労働力の一つであった(阪口前掲書267-271頁参照)。従って国王は、将校=貴族に蓄財活動の余地を残しておくためというよりは、むしろ重商主義的な観点から非番傭兵制を存続させたのである。

⁶² 大王没後、中隊経営をめぐる状況は再び変化した。すなわち、戦時を除いて、外国人に対する募兵活動は再度中隊長に任されるようになり、そのための手当も国庫から支給されるようになった。ただその代わり、限定的ではありながらも継続していた帰休兵金の支給は、完全に停止したのである。Vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 117. ここにおいて、非番傭兵制を含まない、狭い意味での賜暇制度は、中隊長にとって経済的意義を失うことになった。もっともそれでも、F. モイゼルの分析によ

れば、18世紀末の騎兵中隊長は一年間に、1292Tl.の俸給以外に、中隊経営から990Tl.の収入を得ていた。Vgl. Meusel, *a. a. O.*, S. 244-246.

⁶³ この問題については、成瀬治『絶対主義国家と身分制社会』（山川出版社，1988年），M. ヴェーバー著 世良晃志郎訳『支配の社会学 I』（創文社，1960年）などを参照。

⁶⁴ Büsch, *a. a. O.*, S. 119.

⁶⁵ 阪口前掲書 224-226 頁。

⁶⁶ Büsch, *a. a. O.*, S. 124. なお、18世紀末の募兵手当をめぐる事情については、註62も参照のこと。

⁶⁷ *Ebd.*, S. 36f.

⁶⁸ *Ebd.*, S. 125f.

⁶⁹ *Ebd.*, S. 37f.

⁷⁰ *Ebd.*, S. 37; Jany, *a. a. O.*, S. 785.

⁷¹ Büsch, *a. a. O.*, S. 38f.

⁷² *Ebd.*, S. 39f.

⁷³ 例えば、1736年2月28日の回状令で国王は、兵役につく能力に欠け、身体的な成長が望めないような者には、無償で婚姻証明書を発行するように、なかでも24歳以上の者は兵役自体から解放してやるよう命じている。Vgl. Jany, *a. a. O.*, S. 786. また、1739年9月12日の「国王の確言 Königliche Versicherung」においては、登録者は実際に連隊へ入営させられていない限り、両親の支配下にあり、当地の役所の裁判権に服することが定められた。さらに、将校が登録者やその親から、婚姻証明書その他の発行に際して手数料を要求することも禁止された。Vgl. Lehmann, *a. a. O.*, S. 280 Anm. 1.

⁷⁴ Büsch, *a. a. O.*, S. 37.

⁷⁵ 軽騎兵が戦時において頻繁に掠奪を行い、多くの戦利品を得ていることは広く知られており、入営前の若者の多くが、軽騎兵になることを望んでいた。Vgl. *Ebd.*, S. 35.

⁷⁶ 以上、vgl. *Ebd.*, S. 122f.

⁷⁷ 以下、vgl. *Ebd.*, S. 123.

⁷⁸ ただし一方で国王——ここではフリードリヒ二世——が、貴族の信用組合である土地抵当信用協会 *Landschaft* の設立に力を貸すなど、将校勤務に就いていない貴族をも含めた保護政策を展開していたことにも充分注意を向ける必要がある。土地抵当信用協会については、vgl. *Ebd.*, S. 107. また、坂井前掲論文 360-361 頁、阪口前掲書 115-117 頁及び同「絶対主義」78-79 頁参照。

⁷⁹ 註32でも触れ、また周知の事柄にも属するが、プロイセンの将校のほとんどは貴族出身であり、18世紀を通じてその割合は90%を超えていた。また、プロイセンの地理上及び政治上の中心地であったクールマルク *Kurmark* では、18世紀末において、成人男子貴族の68%が退役した、あるいは現役の将校だった。Vgl. Büsch, *a. a. O.*, S. 93, 95.

⁸⁰ 軍人王は貴族教育の観点から、大王は「貴族への偏愛」から、貴族の将校勤務を強く望んだ。坂井前掲論文 363 頁参照。

⁸¹ フリードリヒ=ヴィルヘルム一世は、歩哨勤務の縮小を定めた1732年9月13日の募兵規程の中で、「これによって、中隊長たちはより多くの者を帰休させられるようになり、従って、より多くの金を募兵活動に用いることができるようになる」としている。Vgl. Jany, *a. a. O.*, S. 800; Lehmann, *a. a. O.*, S. 276.